

児童生徒指導専門調整員設置要綱

〔 30川教指第3127号
平成31年3月13日 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則(昭和63年川崎市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)及び川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領(16川教庶第1274号。以下「要領」という。)その他別に定めるもののほか、児童生徒指導専門調整員(以下「専門調整員」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(種別及び資格)

第2条 専門調整員は、要領第2条第2号に規定する第2種非常勤職員とする。

2 専門調整員は、警察官の職務経験を有していなければならない。

(定数等)

第3条 専門調整員の定数は1名とし、教育委員会事務局学校教育部指導課に置くものとする。

(職務)

第4条 専門調整員は、次の業務を行うものとする。

- (1) 学校等への苦情処理に関すること。
- (2) 少年非行事案に関すること。
- (3) 他自治体や警察署など関係諸機関との連携に関すること。
- (4) 児童生徒指導に関わる支援に関すること。
- (5) その他学校運営における支援に関すること。

(任用期間)

第5条 専門調整員の任用期間については、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年(以下「年度」という。)とする。

(任用)

第6条 教育委員会事務局学校教育部指導課長(以下「所属長」という。)は、新規に任用をし、又は再度の任用をするときは、非常勤嘱託員の任用伺(新規用)により、任用する者の氏名、住所、任用する職の名称、任用期間、その他必要な事項を記載し、庶務課長の合議を経て総務部長の決裁を受けなければならない。

2 所属長は、任用期間の更新をするときは、非常勤嘱託員の任用伺(更新用)により、任用する者の氏名、職員コード、任用する職の名称、任用期間その他必要な事項を記載し、庶務課長の合議を経て総務部長の決裁を受けなければならない。

3 所属長は、前2項の合議をするときは、任用する者の履歴書(写真を添付)、住民票記載事項証明書、任用通知書、健康状態申出書、川崎市情報セキュリティ基準等を遵守する旨の同意書、規則第3条の2の規定に基づいて公募した場合には公募を行ったことがわかる資料、客観的な能力実証として面接を実施した場合には評定票等必要な書類を添付しなければならない。ただし、前項の合議をするときは、履歴書及び住民票記載事項証明書はその写しをもって足りるものとし、また、健康状態申出書の添付は必要としない。

(任用条件の明示)

第7条 専門調整員の任用に関しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第8条 専門調整員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき

(勤務日及び勤務時間等)

第9条 専門調整員の勤務日は、1週間のうち4日、勤務時間は午前8時45分から午後5時までの7時間15分とし、正午から午後1時までを休憩時間とする。

(休日)

第10条 専門調整員の休日は、1週間について1日以上又は4週間を通じて4日以上を与えるものとし、当該休日は所属長が総務部長と協議して別に定めるものとする。

(休日の振替)

第10条の2 所属長は、専門調整員に休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(通常の勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(時間外勤務)

第10条の3 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、専門調整員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずるために業務上やむを得ないと認めるときは、専門調整員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命ずるものとする。

(年次有給休暇)

第11条 専門調整員に対して、別表第1に掲げる年次有給休暇を、原則として1日を単位に付与することができる。ただし、年度途中で任用された専門調整員については、その年度内において任用した月に応じて、別表第2に規定する日数を付与することができる。

- 2 規則第5条の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用がされた場合において、前年度(直近1年度に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第12条 専門調整員に対して年次有給休暇のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に特別休暇を付与することができる。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合
- (2) 地震、水害、火災その他の災害による専門調整員の現住居の滅失又は損壊
- (3) 地震、水害、火災その他の災害時において退勤途上における事故発生防止のための措置
- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭
- (5) 選挙権その他公民としての権利の行使
- (6) 忌引

- (7) 骨髄移植のための骨髄液の提供
 - (8) 夏季における健康保持
 - (9) 負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）
 - (10) 専門調整員の出産
 - (11) 女性専門調整員の生理
 - (12) 専門調整員の育児
 - (13) 子の看護
 - (14) 短期の介護
 - (15) 専門調整員の介護
 - (16) 専門調整員の介護時間
 - (17) 妊産婦である女性専門調整員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合
 - (18) 妊娠中の女性専門調整員について、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
 - (19) 妊娠中の女性専門調整員について、当該女性専門調整員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
- 2 前項第1号から第9号までの特別休暇は、有給とする。
 - 3 第1項第10号から第19号までの特別休暇は、無給とする。
 - 4 第1項第1号から第7号まで及び第10号から第12号までの特別休暇の期間等は、正規職員の例による。ただし、第11号の特別休暇の期間については、女性専門調整員が請求した期間とする。
 - 5 第1項第17号から第19号までの特別休暇の期間等は、正規職員の職務に専念する義務の免除の例による。
 - 6 第1項第8号の特別休暇は、7月1日から9月30日までの間において次の日数を付与するものとし、その他の要件については正規職員の例による。

1週間の勤務日数	付与日数		
	7月以前任用	8月任用	9月任用
4日	4日	3日	2日

- 7 第1項第9号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

1週間の勤務日数	任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日

- 8 第1項第13号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。
 - (1) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)が1人の場合

1週間の 勤務日数	任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。) ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える 期間
4日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	5日

(2) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)が2人以上の場合

1週間の 勤務日数	任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。) ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える 期間
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日

9 第1項第14号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 要介護者が1人の場合

1週間の 勤務日数	任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。) ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える 期間
4日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	4日

(2) 要介護者が2人以上の場合

1週間の 勤務日数	任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。) ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える 期間
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日

10 第1項第15号の特別休暇は、要介護者の介護をする専門調整員であって、当該介護をするため、当該要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことを申し出る時点において次のいずれにも該当するものに対して、指定期間内において必要と認められる期間で付与することができるものとし、その他の要件は別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(1) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

(2) 要介護者各々に係る一の要介護期間において初めてこの号の休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれるもの(当該日から6月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかであるものを除く。)

(3) 1週間の勤務日が3日以上とされている専門調整員又は週以外の期間によって勤務日が定められている専門調整員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

11 第1項第16号の特別休暇は、要介護者の介護をする専門調整員であって、当該介護をする

ため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことの承認を初めて請求する時点において次のいずれにも該当するものに対して、当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該専門調整員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間で付与することができるものとし、その他の要件は別に定めるもののほか、正規職員の例による。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
- (2) 1週間の勤務日が3日以上とされている専門調整員又は週以外の期間によって勤務日が定められている専門調整員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

12 前11項の規定にかかわらず、その他特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合は、特別休暇を付与することができる。

13 前項の特別休暇の取り扱いは、教育次長が別に定める。

（育児休業）

第13条 専門調整員は、教育長の承認を受けて、当該専門調整員の子を養育するため、育児休業をすることができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）における非常勤職員の例による。

（部分休業）

第14条 教育長は、専門調整員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該専門調整員がその子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことを承認することができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例における非常勤職員の例による。

（報酬）

第15条 専門調整員には、第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額194,300円とする。

3 第2種報酬の額は、専門調整員の通勤の事情等に応じ教育次長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第3種報酬の額は、次条に定めるところによる。

5 第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

6 前各号に規定する第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の支給方法は、教育次長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

（時間外勤務に対する第3種報酬）

第15条の2 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた専門調整員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条各項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額に正規の勤務時間以外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務時間が、午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に対する第3種報酬として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125（正規の勤務時間が割

り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が、7時間45分に達するまでの間の勤務は、100分の100)

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前項に規定するもののほか、第10条の2の規定により、あらかじめ第9条の規定により割り振られた1週間の勤務時間(以下「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間と割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間とを合計した1週間における勤務時間が38時間45分を超えた専門調整員には、その38時間45分を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条各項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務に対する第3種報酬として支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間(正規の勤務時間が割り振られた日においては、正規の勤務時間との合計が1日において7時間45分を超えてした勤務の時間に限る。)と第10条の2の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間(割振り変更前の勤務時間との合計が1週間において38時間45分を超えてした勤務の時間に限る。以下この項において同じ。)との合計が1箇月について60時間を超えた専門調整員には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間に対して勤務1時間につき、第18条各項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額に100分の150(その勤務時間が、午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を、第10条の2の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間に対して勤務1時間につき、第18条各項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額に100分の50を乗じて得た額を時間外勤務に対する第3種報酬として支給する。

(第3種報酬の勤務時間数)

第15条の3 第3種報酬の基礎となる勤務時間数は、支給割合を異にする部分ごとに各別に計算したその月の時間外勤務の時間数によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第16条 専門調整員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に、第18条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を第1種報酬月額から減額した額とする。

- 2 専門調整員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に、第18条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第17条 専門調整員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第18条 専門調整員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、第1種報酬額月額に12を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 前項の場合において第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第19条 専門調整員がその職務のため出張するときは、別に定めるものを除き条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号、以下「旅費条例」という。)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

ただし、旅費条例別表の特等級の者に随行する場合は、日当を除くほか特等級の者と同額まで旅費を支給することができるものとする。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第20条 所属長は、専門調整員について、その勤務状況を出勤簿、出張命令簿及び時間外勤務命令簿兼振替命令簿により把握するとともに、その職について任用時に定めた服務が守られるよう指揮監督しなければならない。

2 所属長は、専門調整員が服務に違反した場合、心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(社会保険の適用)

第21条 専門調整員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第22条 専門調整員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 専門調整員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(定めのない事項)

第23条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度所属長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

1週間の 勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4日	7日	8日	9日	10日	12日

別表第2（第11条関係）

1週間の 勤務日数	任用月ごとの休暇日数						
	4月～ 9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4日	7日	3日	3日	2日	2日	1日	1日